

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名) 7市単橋委第1号大久保橋外補修設計業務委託

NO.	質問事項	回 答
1	第 0046 号代価表 高所作業車運転について、高所作業車賃料の単価は物価版と積算資料の平均を採用しているのでしょうか。物価版・積算資料を採用している場合は何月単価を採用しているかご教示ください。	高所作業車賃料の単価は建設物価と積算資料(それぞれ5月単価)平均を採用しています。
2	第 0047 号代価表 高速道路車線規制業務及び交通規制業務について、単価の算出方法をご教示ください。	見積により採用した単価です。
3	第 0048 号代価表簡易強度試験について、単価の算出方法をご教示ください。	橋梁補修調査設計委託標準歩掛 令和4年6月 香川県土木部 道路課 P. 15"試験費"を適用しています。
4	本工事内訳書における「高所作業車」について、日数の算出は「道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)平成31年2月 国土交通省道路局」を使用されているという認識でよろしいでしょうか。また、その積算において算出される日数と実際作業日数に乖離が生じた場合は協議の上、設計変更の対象とすることができると考えてよろしいでしょうか。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.10"機械経費"に高所作業車を適用し、算出しています。 日数について、乖離の原因が発注者の責めによるもの又は当初設計から予期せぬ事象が発生した場合には協議のうえ、設計変更の対象とします。
5	本工事内訳書における「高速道路車線規制業務及び交通規制業務」について、内訳金額は見積徴収単価によると考えてよろしいでしょうか。また、日数は昼×上下線2日、夜×上下線2日の認識でよろしいでしょうか。上記の単価または日数が実際作業との乖離が生じた場合は協議の上、設計変更の対象とすることができると考えてよろしいでしょうか。	見積により採用した単価です。 日数の考え方についてはご認識の通りです。 単価及び日数について、乖離の原因が発注者の責めによるもの又は当初設計から予期せぬ事象が発生した場合には協議のうえ、設計変更の対象とします。
6	高所作業車運転 ・1橋あたり1回の数量から、2橋で2回ということでしょうか。	ご認識の通りです。

7	<p>高速道路車線規制業務及び交通規制業務</p> <p>・車線あたりで1回の数量から、車線あたり2橋を1回で規制して作業することでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
8	<p>簡易強度試験</p> <p>・2橋あたりで3箇所ということでしょうか。</p>	<p>1橋あたり3箇所、2橋で6箇所になります。</p>
9	<p>高所作業車運転や交通規制について、日数や回数に変更が生じた場合は、変更の対象になるのでしょうか。</p>	<p>日数や回数の乖離の原因が発注者の責めによるもの又は当初設計から予期せぬ事象が発生した場合には協議のうえ、設計変更の対象とします。</p>
10	<p>積算を行うにあたり規制費・試験費の歩掛はあるかご教示ください。</p>	<p>規制費について、見積を採用しています。</p> <p>試験費について、橋梁補修調査設計委託標準歩掛 令和4年6月 香川県土木部 道路課 P. 15“試験費”を適用しています。</p>